

奈良クラブ町民サポーター会員規約

(目的)

第1条 本規約は、三郷町民サポーター推進協議会（以下、「協議会」とする。）が提供する、サッカークラブ「奈良クラブ」を応援する目的で、本規約を承認のうえ「奈良クラブ町民サポーター申込用紙」により申し込みを行い、協議会より許可を得た登録者（以下、「会員」とする。）の役割、義務、及び受けることのできるサービス等を定めることを目的とする。

(提供されるサービス)

第2条 協議会は、会員に対して次のサービスを提供する。

- (1) 町主催または共催で開催される奈良クラブに関するイベントの情報提供
- (2) 会員限定で開催されるイベントへの参加機会の提供
- (3) 会員証及び会員認証グッズの提供
- (4) その他、協議会が提供することを決めたもの

(登録資格)

第3条 協議会は、町民サポーターに登録を希望する者が次の条件をすべて満たす場合にのみ、会員への登録を許可するものとします。

- (1) 三郷町内に在住、在勤または在学である者及びその者と同居する家族であること
- (2) 申込時点で小学生以上であること。ただし、18歳未満の場合は、保護者の同意を必要とし、申込を行った時点で、保護者の同意を得ているものとみなします。
- (3) 申請書の記載事項に虚偽がないこと
- (4) その他、協議会が登録を不適當であると判断するに足る理由がないこと

(本規約の発効)

第4条 本規約は、入会希望者本人が申込みをし、協議会が登録を許可した時点より効力が生じるものとします。

(会員証)

第5条 協議会は会員に対し、協議会が発行する会員証を当該会員に供与します。

- 2 会員証は会員本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与、または担保提供などすることはできません。
- 3 会員証は原則として再発行されません。ただし、盗難、事故による毀損等で使用

不可能になった場合は、協議会所定の手続きにより再発行されます。

(会員特典)

第6条 協議会が設定する各種特典について、会員は協議会が指定する方法により受けることができます。

2 各種特典について、追加、変更が生じた場合は、協議会所定の方法で会員に通知するものとします。

(会員情報の変更)

第7条 会員本人の自身の住所・氏名・連絡先などの登録事項に変更が生じた場合には、速やかに協議会へ届け出るものとします。届け出がない場合に生じた問題については、協議会は何ら責任を負わないものとします。

(退会)

第8条 会員は、本規約を解除し退会することができます。この場合会員は、協議会所定の方法により、退会を届け出るものとします。また、当該会員が未使用であった特典の使用も中止されるものとします。

(強制退会)

第9条 会員が以下の事由のいずれかに該当した場合や、協議会より一定の期限を定めた改善通知、もしくは催告を受けたにも関わらずその事由が改善されない場合、協議会は当該会員への事前の通知、承諾なく、直ちに退会させることができるものとします。

- (1) 当該会員が本規約に違反したとき
- (2) 当該会員の入会申込書の記載内容に重大な虚偽があったとき
- (3) 法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (4) 協議会や他の町民サポーターまたは第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 第3条に規定する登録資格に該当しなくなった場合
- (6) その他、協議会が当該会員を会員として不適格と判断した場合

(個人情報の守秘義務)

第10条 協議会は、会員の個人情報、提出書類、その他利用に係る情報を開示及び漏洩しないものとし、個人情報は協議会運営の業務遂行上、必要な限りにおいて利用するものとします。

(免責事項)

第11条 協議会は、町民サポーターの活動により発生した損害等に対し、故意また

は重大な過失による場合を除き、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとし、会員は、自己の責任と費用において解決するものとする。

- 2 協議会の活動に起因して生じた会員間又は第三者との紛争、交流・交際におけるトラブル、その他個人的な問題が発生した場合、協議会は一切関知しないものとします。

(本規約の変更)

第12条 協議会は、所定の方法にて会員へ通知することにより、会員の了承を得ることなく本規約を変更、追加、廃止する事ができるものとします。変更後の規約につきましては、協議会が別途定める特別な場合を除いて、オンライン上に表示した時点より効力を発揮するものとします。

付 則

この規約は、令和4年7月19日から施行する。